

**青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について****1 制定理由**

危険鳥獣（ヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシ）の緊急銃猟、捕獲等の業務の危険性等を踏まえ、当該業務に従事した職員を対象とする特殊勤務手当を、青森県に準じ新設するため改正しようとするもの

**2 改正対象条例**

青森市職員の特殊勤務手当に関する条例

青森市職員の育児休業等に関する条例（条ずれ対応）

**3 主な改正内容**

危険鳥獣捕獲等手当の新設

| 支給対象となる業務内容 |                       | 手当額 |         |
|-------------|-----------------------|-----|---------|
| 1           | 特殊銃（ライフル銃等）による捕獲又は殺傷※ | 日額  | 1, 640円 |
| 2           | 射手のサポート、住民避難誘導など      | 日額  | 1, 100円 |
| 3           | 痕跡の確認等の作業又は追い払い作業     | 日額  | 300円    |
| 4           | 1を除く殺傷又は死体の処理作業       | 1件  | 300円    |

※現時点では市の常勤職員に該当者はいないが、将来的に常勤職員等による対応での特殊銃による捕獲又は殺傷も想定されるため規定を整備

**4 施行期日**

公布の日（適用日を令和8年4月1日とする。）

**5 改定に伴う影響額（令和8年度）**

約151千円の増